

# 錦町行財政改革大綱

## (集中改革プラン)

平成28年度改訂版

(計画期間：平成29年度～平成33年度)

## はじめに

本町ではこれまで、行財政改革大綱に基づき、厳しい財政状況の中、町民の皆様のご理解のもと、町政全般にわたり改革を推進し、町の将来像「人の和を大切にし 老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」の早期実現を目指し取り組んできました。

近年、景気の緩やかな回復基調が続いているものの、地方自治を取り巻く環境は依然として厳しく、少子高齢化や人口減少が進むとともに、安全安心の確保などの新たな課題や状況の変化に対する対応が求められています。

本町におきましても、平成24年に策定しました「錦町行財政改革大綱（平成24年度改訂版）」の計画期間中ではありますが、熊本地震を教訓とした防災体制強化や危機管理体制の構築、長期にわたる景気低迷による雇用環境の悪化や税収の伸び悩み、少子高齢化の進展等に伴う扶助費などの社会保障費の増加、地方交付税の減少などによる財政の硬直化など早急に対応しなければならない課題が多くあります。

また、近年の地方分権改革の推進により、地方自治体の裁量や権限の拡充が大きく進展し、これまで以上に地域が自らの責任と判断でまちづくりを行っていくことが強く求められています。

今後、限られた財源や資源を効率的、効果的に活用するとともに、更なる人財育成にも取り組み、職員の資質向上と変革意識を高め、すべての職員が一丸となって、錦町の未来のために行財政改革を推進してまいりますので、ご理解とご協力をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

平成29年4月

錦町長 森 本 完一

## I 行財政改革の背景

### 1 社会情勢の変化

東日本大震災から5年が経過した昨年4月には熊本地震が発生するなど、各地で大規模な災害が相次いでいます。

このような中、我が国の経済は、安倍内閣によるアベノミクスの取り組みの下、雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調が続いている。しかしながら、地方における個人消費や民間設備投資は力強さを感じられない状況となっており、景気回復の恩恵を享受するには至っておりません。

平成27年の国勢調査の結果、本町の人口は10,766人となり、前回と比べ309人減少しています。また、昨年策定した「錦町人口ビジョン」によると2040年には約8,000人にまで減少すると予測されます。このことは、町の経済規模の縮小や町の活力の衰退が危惧されるものであります。同時に、少子高齢化による生産年齢人口の減少による税収減や、高齢者の増加による医療・福祉関係の社会保障給付額の増大に直面する時期を迎えています。

以上のことから、将来にわたり複雑多様化する住民サービスを展開していくだけの行財政基盤の確立が重要な課題となっています。

### 2 厳しい財政状況

本町の財政状況は、各種財政指標について悪化のピークを迎えていた状況から、各種の経費削減効果により改善傾向となり、財政指標の目標を平成27年度決算において達成することが出来ました。しかしながら、県全で見ると各指標ともに高い水準となっているため、依然として弾力性に乏しい状況であります。

今後においても、社会保障給付費等の伸びが懸念される中、景気の動向にもよりますが、歳入の根幹をなす税収の減少や、厳しい国の財政状況による地方交付税額の減額も予想され、継続した行財政改革に対する取り組みが必要となっています。

## II これまでの集中改革プランの取り組み検証

三位一体改革による国庫補助負担金制度の改革、税源移譲、地方交付税制度の見直しの影響に加え、リーマンショックによる世界的な経済不況から、財源不足による各種財政指標の悪化を招きました。これまで、基礎的な住民サービスの質を維持するため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を排除しつつ、さまざまな行政課題に対応するため、行財政改革に取り組んできました。

平成25年4月に「錦町行財政改革大綱（集中改革プラン）」を改訂し、大綱に基づく具体的行動計画である「行財政改革実施計画書」において、「経常経費の抑制」、「健全な財政運営の推進」、「特別会計・企業会計の経営改善」という3つの改革を基本的な柱として、17項目に及ぶ改革に取り組み一定の成果を挙げてきました。

改革の柱ごとの主な取り組み実績は以下のとおりです。

## 1 経常経費の抑制

- (1) 定員適正化計画の推進及び見直しの実施（平成25年度91人、平成28年度95人）
- (2) 特殊勤務手当（徴収手当）の廃止
- (3) 町単独補助金は個別に廃止や縮小を実施
- (4) 議員定数を見直し、平成27年改選期に14人から12人へ削減
- (5) 議員費用弁償の一部廃止の検討
- (6) 議員期末手当加算率の廃止の検討
- (7) ごみ分別の推進やごみ分別マニュアルの更新による処理経費の削減
- (8) 敬老給付金支給事業の廃止

## 2 健全な財政運営の推進

- (1) 公共施設等使用料を平成26年に見直し実施
- (2) 滞納処分の強化及び公売会の合同実施
- (3) 公営住宅や町有地の払い下げ推進
- (4) 町有林の利用間伐の推進
- (5) ふるさと納税の推進のため専用サイトの活用及び返礼品の導入
- (6) 公債費繰上げ償還の実施

## 3 特別会計・企業会計の経営改善

- (1) 簡易水道から上水道事業への移行に伴い水道料金見直しの実施
- (2) 下水道分担金及び農業集落排水加入金の報奨金の廃止を検討
- (3) 上下水道の加入推進

行財政改革大綱実現に向けた具体的行動計画である「行財政改革実施計画」は、平成25年度から29年度までを取組期間とし、全庁的に実施してきました。取り組みの検証においては、全項目において何らかの改革・改善に取り組んだという結果になっています。目標としていた財政指標の改善についても、平成27年度決算時において、すべての指標で目標を達成し改善に向かっていますが、今後も地方交付税や税収等の減少が見込まれているため注視が必要です。

単位：%、百万円

年 度 財政指標（目標値）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
経常収支比率（85%以下）	84.6	83.0	86.5	84.6
実質公債費比率（14%未満）	15.1	13.0	11.4	10.1
積立金現在高（13億円）	1,004	1,376	1,461	1,669
将来負担比率（100%以下）	117.0	105.6	102.1	93.0

### III 行財政改革の基本方針

行財政改革の目的は、最小の経費で最大の効果を発揮し、成果重視の事業展開を行い、町民ニーズに応える行政経営を実現することにあります。それを実現するためにも、健全な財政運営の中で、柔軟で機能的な組織・職員づくりに努めていく必要があります。

このため、今後は、これまでの改革を継続した上で、次の基本理念に基づき、行財政改革を効果的に推進します。

#### 1 町民ニーズに応える行政経営

町民ニーズを的確に把握して町民が本当に必要とする行政サービスを提供し、行政サービスの利用者であり納税者でもある町民の満足度を高める行政経営を行います。

#### 2 柔軟で機能的な組織・職員づくり

地方分権の推進に伴い、より一層、地方自らの判断力が求められてきます。そのため、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で、限られた行政資源を有効に活用し、住民サービスの向上、制度の企画立案等に取り組みます。

#### 3 健全な財政運営の推進

安定した住民サービスが提供できる財政構造を確立するため、収納・徴収率向上の取り組みによる歳入確保を図るとともに、歳出抑制のため、公債費をはじめ各種の経費節減に取り組みます。

### IV 行財政改革の具体的な方策

#### 1 住民サービスの向上と効率的・効果的な事業運営

##### (1) 町民の目線に立った質の高いサービスの提供

来庁する町民が円滑に申請や相談ができるよう、窓口スペースの環境整備や接遇の向上を図るとともに、手続にかかる時間の短縮や手続きの簡素化など、窓口サービスの一層の改善を推進し、親しみを持てる環境づくりに努めます。

##### (2) 住環境の整備、子育て環境の充実による定住化促進

教育環境、図書館、各種体育施設等の設備の充実、利便性の向上を図るとともに、子育て環境を改善し、勤労者層の定住化を促進します。また、空家に関する情報を空家バンクとしてデータベース化し、情報提供を行い移住定住の推進を図ります。

##### (3) 危機管理体制の充実

地域防災計画の見直しにより、府内の危機管理体制を強化するとともに、災害時における自主防災組織の適切かつ迅速な初期対応が可能となるよう、体制充実への取り組みを推進します。また、必要な資機材等の整備強化や備蓄物資の充実を図ります。

#### (4) 広域行政の推進

経済社会生活圏の広域化に伴い、定住自立圏構想による近隣市町村との連携調整を進め、現在取り組んでいるスマートＩＣの開通により、交通面における住民や観光客、流通の利便性向上による地域振興を図ります。

### 2 経常経費の抑制

#### (1) 定員管理、給与等の適正化

定員管理計画に基づき、現在の職員数 95 人を維持すること基本とし、重要施策及び業務量に応じた重点的・柔軟な人事配置を実施します。

給与については、社会情勢や財政事情を踏まえ、適正な給与体系の確立を図ります。

#### (2) 町単独補助金の見直し

経常的な町単独補助金については、引き続き必要性・費用対効果等の評価を行い、行政の責任を明確にして、各種団体の自立を促しながら、廃止・縮小・整理統合などを進めます。

#### (3) ごみ減量化の推進

ごみ分別マニュアルの周知及び更なる分別の徹底により、可燃ごみに含まれる資源物、生ごみの減量化を図り処理経費を削減します。

### 3 人材の育成・確保

#### (1) 独自研修の充実推進

高度化・複雑化する行政課題に的確に対応するため、職員の能力向上や意識改革に取り組む研修を充実させます。また、熊本県への派遣研修を行い、多様な課題に対応しうる職員の養成を図ります。

#### (2) 市町村職員中央研修所等の専門研修への派遣

行政のプロフェッショナルとして、自分自身から職務遂行能力や政策形成能力を一層向上させ、意欲を持って改革に取り組むため、高度で専門的な能力養成に向けた外部研修機関への派遣を継続して進めます。

### 4 町民との情報の共有

#### (1) 情報公開の推進

単に行政情報を公開するのではなく、説明責任を果たし、町民の理解を得るために、活動の過程や実現した結果や成果、克服すべき課題についても積極的に分かりやすく提供します。

#### (2) 広報紙、ホームページ内容の充実

多様な行政情報を分かりやすく提供するため、広報紙やホームページの充実を図るとともに、新たなメディアを活用した広報活動を推進します。また、職員一人ひとりが広報担当者であるという認識を持って情報発信に努めます。

### (3) 出前講座の内容充実

町政全般について、広く町民の理解が得られるよう、町民の目線に立ち、平易で誰でもわかりやすい工夫を行い、講座メニューの見直し、拡大を図ります。

## 5 健全な財政運営の推進

### (1) 産業振興と企業誘致の推進

既存の産業の振興を図りながら、町独自で雇用創出につながる事業を展開するとともに、引き続き企業誘致に取り組み、地域経済を活性化させ、自主財源の確保につながる施策に取り組みます。特に町有地への企業誘致を積極的に推進します。

### (2) 受益者負担の見直し

受益者負担の原則に基づいて、各種の使用料や手数料、負担金等について常に見直し、受益と負担の適正化を図るとともに、今後の消費税法の改正に合わせて料金の見直しを実施します。また、現在、負担を求めていないサービスについても、負担することが適當なサービスについては適正な負担を求めます。

### (3) 基金の確保

長期的視点から、将来負担や施設の老朽化を見据え計画的な基金の確保を行います。

### (4) 公債費の抑制

事業の必要性・緊急性などを検証し、効率化・コスト削減を徹底しながら、新たな町債の発行を、特段の事情がない限り、引き続き3億円以下に抑制します。

また、将来の公債費負担を軽減するため、既発行の町債について財政状況、対象とする事業を考慮の上、繰上償還を実施します。

### (5) 税・料の収納向上

財源の根幹をなす税や使用料等は、公正公平な負担の観点からも、重要性、必要性、義務などについて、広報をはじめ様々な媒体により啓発し、納税意識の高揚を図ります。また、滞納整理を着実に実施し、一層の収納率の向上を図ります。

### (6) 新地方公会計の推進

町の保有する資産や債権債務の実質的な把握を目的とする新地方公会計制度に対応し、企業会計に近い財務諸表を作成することで、経営感覚を持った事業運営の仕組みを構築します。

### (7) 多様な財源の確保

自主財源を確保するため、公営住宅、未利用財産の売却や有料広告制度、ふるさと納税制度等の充実を図ります。また、ゴルフ場利用税については、廃止が議論される中、関係市町村と連携を図りながら税の存続に向けた要望活動に努めます。

## 6 特別会計・企業会計の経営改善

### (1) 安全・安心でおいしい水の提供

町民の日常生活に欠くことのできないライフラインの一つである水道については、常に安全性の確保と安定供給を図り、さらに水源、浄水、配水、給水の各過程での管理、検査体制を向上させ、おいしい水の提供に努めます。

### (2) 上下水道整備区域の加入促進

一般会計からの基準外繰出金を抑制するため、上下水道整備区域の加入促進を図り、公債費や維持管理費の財源を自主捻出できるよう努めます。

### (3) 下水道使用料の見直し

下水道使用料については、経営状況を見極めながら、料金改定を検討していきます。

### (4) 健康づくりの推進による医療費・介護給付費の抑制

健康づくり推進体制をより強化し、生活習慣等の予防に努め、増加傾向にある医療費、介護給付費の抑制に努め、社会保障給付費の伸びを全国平均以下にすることを目標とします。特に、ジェネリック医薬品の利用啓発に努めます。

## V 計画期間における財政指標の目標

計画期間中は、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、積立金現在高の4つの財政指標について次のとおり目標を設定します。

### 1 経常収支比率 H27 決算：84.6%

目標：県内町村平均以下を維持 (H27：管内町村平均 85.8%、県内町村平均 85.6%)

### 2 実質公債費比率 H27 決算：10.1%

目標：10%未満 (H27：管内町村平均 8.7%、県内町村平均 8.0%)

### 3 将来負担比率 H27 決算：93.0%

目標：90%以下 (H27：管内町村平均 15.2%、県内町村平均 46.8%)

### 4 積立金現在高 H27 決算：16.7 億円

目標：16 億円以上を維持 (H27：管内町村平均 28.7 億円、県内町村平均 27 億円)

## VI 進行管理及び公表

大綱における実施計画については、毎年度、検証及び評価を行い、定期的に進行管理を行い、結果については、積極的に町民に公表していきます。また、社会情勢の変化に対応するために、内容を適宜変更するなどローリング方式により改革を推進します。なお、実施計画に盛り込んでいないものについても、改革の必要性に応じ新たに盛り込み対応していきます。

## 行政改革実施計画

単位：千円

	主要事項	取組事項	取組内容	実施時期及び効果見込額				合計	備考	
				H29	H30	H31	H32			
1	継続	経常経費の抑制	町単独補助金の見直し	通常的な町単独補助金について、個別に検証した上で見直しを図ります。	実施時期 効果額	実施 500	実施 500	実施 500	実施 500	2,500
2	継続	経常経費の抑制	分別の推進によるごみの減量	可燃ごみに含まれる資源物、生ごみの減量化を図ります。	実施時期 効果額	実施 1,800	実施 1,800	実施 1,800	実施 1,800	9,000
3	新規	健全な財政運営の推進	公共施設等使用料の見直し	消費税法の改正に合わせて料金の見直しを実施します。	実施時期 効果額	検討 —	検討 —	検討 —	検討 —	950 H31年10月消費税率10%の予定
4	継続	健全な財政運営の推進	町税滞納処分の強化	財産の差押え及び公売の実施を強化します。	実施時期 効果額	実施 5,000	実施 5,000	実施 5,000	実施 5,000	25,000
5	継続	健全な財政運営の推進	未利用財産の洗い出し	公営住宅、未利用財産の払い下げを推進します。	実施時期 効果額	実施 2,000	実施 2,000	実施 2,000	実施 2,000	10,000
6	継続	健全な財政運営の推進	利用間伐の推進	利用間伐を推進し、間伐材を元り扱います。	実施時期 効果額	実施 1,000	実施 1,000	実施 1,000	実施 1,000	5,000
7	継続	健全な財政運営の推進	ふるさと納税制度の推進	広報活動に努め、町外在住者からの寄付を募ります。	実施時期 効果額	実施 35,000	実施 35,000	実施 35,000	実施 35,000	175,000
8	継続	健全な財政運営の推進	繰上償還の実施	公費の抑制及び将来負担の軽減のため、繰上償還を行います。	実施時期 効果額	検討 —	検討 —	検討 —	検討 —	0
9	継続	特別会計・企業会計の経営改善	下水道料金の見直し	経営状況を判断しながら下水道料金改定を見直します。	実施時期 効果額	検討 —	検討 —	検討 —	検討 —	13,000
10	継続	特別会計・企業会計の経営改善	上下水道整備区域の加入促進	未加入世帯の加入推進により使用料収入の増収を図ります。	実施時期 効果額	実施 2,000	実施 3,000	実施 4,000	実施 5,000	20,000
			合計	47,300	48,300	49,450	63,700	51,700	260,450	